通貨分散外国債券ファンド <愛称>十二航路

追加型投信/海外/債券

投資信託ご購入時の注意事項

- ●ファンドの取得のお申込みを行う場合には投資信託説明書(交付目論見書)を販売会社よりお渡しいたしますので、必ず投資信託説明書(交付目論見書)で内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。
- ●投資信託の信託財産に生じた利益および損失はすべて投資家の皆さまに帰属します。
- ●投資家の皆さまの投資元本は金融機関の預貯金と異なり保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、元本を割り込むおそれがあります。
- ●投資信託への投資にあたっては、投資家の皆さまに、購入時手数料や信託財産留保額のほか、信託財産を通じて間接的に運用管理費用(信託報酬)、監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料等のコストをご負担いただきます。
- ●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、登録金融機関から購入された投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。

※当資料ご利用にあたってのご留意事項

- ●当資料は、当ファンドの運用状況等をお知らせすることを目的に明治安田アセットマネジメント株式会社が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。
- ●当資料の内容は作成時点のものであり、今後予告なしに変更されることがあります。また、資金動向、市況動向等によっては、投資方針どおりの運用が行えない場合があります。
- ●当資料中のグラフ・数値等は、過去の実績を示したものであり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金・手数料等を考慮しておりませんので、実質的な投資成果を示すものではありません。
- ●当資料は信頼できると判断した情報等に基づいて作成しておりますが、正確性・完全性を保証するものではありません。

設定・運用 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

加入協会:一般社団法人投資信託協会/一般社団法人日本投資顧問業協会

フリーダイヤル 0120-565787 (営業日の午前9:00~午後5:00)

ホームページアドレス http://www.myam.co.jp/

通貨分散外国債券ファンド 《愛称》十二航路 追加型投信/海外/債券

フ ァ ン ド の 投 資 方 針 ・ 特 色

- 当ファンドは、通貨分散外国債券マザーファンドへの投資を通じて、様々な通貨の国の国債、州債、政府保証債、国際 機関債を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。原則として、米ドル、 ユーロ、円を除いた通貨の債券を投資対象とします。
- 投資対象は、取得時においてA格以上またはA格相当以上の格付を得ている信用度の高い国債、州債、政府保証債、 国際機関債に限定します。これにより債券価格変動リスクの抑制とファンドの安定性に努めます。
- 原則として、外貨建資産の為替へッジは行いません。
- 毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき分配を行います。分配金は増減したり、支 払われないことがあります。

ファンド 概

【概要】

設定日	2005年5月27日
信託期間	無期限
決算日	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
信託報酬率	後記の「ファンドの費用・税金」参照

【基準価額および純資産総額】

	2017年9月末	2017年10月末
基準価額(円)	7,221	7,046
純資産総額(百万円)	510	494

【信託財産の状況】

	2017年9月末	2017年10月末
外国債券	97.70%	97.98%
金銭信託等その他	2.30%	2.02%
合計	100.00%	100.00%
銘柄数	21	22

※ 上記比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

	2017年9月末	2017年10月末
デュレーション*	4.90年	5.50年
残存年数	5.72年	6.47年
複利利回り	1.83%	1.80%

※ 修正デュレーション

【基準価額の騰落率】

1カ月前比	3カ月前比	6カ月前比	1年前比	3年前比	設定来
∆1.92%	△0.79%	5.41%	10.24%	∆6.56%	50.61%

[※] 基準価額の騰落率は分配金再投資基準価額で算出しています。

【分配金の実績】

		•										
								第144期				
'16年11月	'16年12月	'17年1月	'17年2月	'17年3月	'17年4月	'17年5月	'17年6月	'17年7月	'17年8月	'17年9月	'17年10月	累計
37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	6,639

[※]分配金は、10.000口あたりの税引前の金額(円)

の推 20,000 20,000 ※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、 分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。 純資産総額(百万円) 〔右目盛〕 15,000 分配金再投資基準価額(円) [左目盛] 15,000 基準価額(円)〔左目盛〕 10,000 10,000 5,000 5,000 0 2005年5月27日 2007年5月27日 2009年5月27日 2011年5月27日 2013年5月27日 2015年5月27日 2017年5月27日

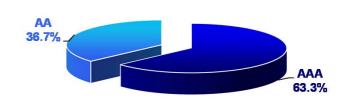
通貨分散外国債券ファンド 《愛称》十二航路 ^{追加型投信/海外/債券}

組入債券の状況

| 種類別債券組入状況 | 政府機関 | 国際機関 | 債 | 8.0% | 21.7% | 国債 | 44.9% |

※ 上記比率はマザーファンドにおける組入債券評価金額合計に 対する割合

【格付別債券組入状況】



- ※ 上記比率はマザーファンドにおける組入債券評価金額合計に対する割合
- ※ 格付は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス、スタン ダード&プアーズが付与した格付のうち上位格付を採用

【通貨別債券組入状況】

25.3%

	組入比率	デュレーション ^(注)	残存年数	複利利回り
ポンド	7.22%	7.29年	9.06年	1.20%
カナダドル	14.07%	8.81年	11.37年	2.64%
オーストラリアドル	22.90%	6.34年	7.80年	2.61%
ニュージーランドドル	15.94%	4.96年	5.91年	2.99%
ノルウェークローネ	20.44%	2.75年	2.93年	0.76%
スウェーデンクローナ	17.41%	4.73年	5.06年	0.46%
南アフリカランド	0.00%	_	_	_
その他通貨	0.00%			
金銭信託等その他	2.02%			
ファンド全体	100.00%	5.50年	6.47年	1.80%

[※] 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

(注)修正デュレーション

【組入上位10銘柄】

	銘柄名	利率	償還日	通貨	債券種類	組入比率
1	NORWEGIAN GOV'T 4.5% 19/5/22	4.500%	2019年5月22日	ノルウェークローネ	国債	11.95%
2	ONTARIO PROVINCE 5.6% 35/6/2	5.600%	2035年6月2日	カナダドル	地方債	7.38%
3	AUSTRALIAN GOVT. 4.75% 27/4/21	4.750%	2027年4月21日	オーストラリアドル	国債	6.93%
4	NZ LGFA 5.5% 23/4/15	5.500%	2023年4月15日	ニュージーランドドル	地方債	6.70%
5	EUROPEAN INVT BK 5% 20/12/1	5.000%	2020年12月1日	スウェーデンクローナ	国際機関債	5.88%
6	NEW ZEALAND GVT 6% 21/5/15	6.000%	2021年5月15日	ニュージーランドドル	国債	5.20%
7	NORWEGIAN GOV'T 3.75% 21/5/25	3.750%	2021年5月25日	ノルウェークローネ	国債	4.57%
8	EUROPEAN INVT BK 1.25% 25/5/12	1.250%	2025年5月12日	スウェーデンクローナ	国際機関債	4.33%
9	AFRICAN DEV BANK 5.25% 22/3/23	5.250%	2022年3月23日	オーストラリアドル	国際機関債	4.17%
10	NZ LGFA 4.5% 27/4/15	4.500%	2027年4月15日	ニュージーランドドル	地方債	4.03%
Nº2 4/1	1 比索はつば、コーンド。の処次と等に	シムーエレインターナル	以力工工工			

[※] 組入比率はマザーファンドへの投資を通じた対純資産総額比

通貨分散外国債券ファンド 《愛称》十二航路

市場動向

【為替レート(月末値)の推移】





【10年国債利回り(月末値)の推移】





出所: Bloomberg

※ 南アフリカの10年国債利回りは、Bloomberg算出に基づく10年国債利回りです。

通貨分散外国債券ファンド 《愛称》十二航路 追加型投信/海外/債券

運用経過・今後の投資方針等について

<市場動向>

【倩桊市場】

10月は、ノルウェーを除く全ての組入国で長期金利は低下しました。カナダでは、小売売上高や月次GDP(国内総生 産)が市場予想を下回ったことや、追加利上げに対する中央銀行の慎重スタンスを受けて早期利上げ観測が後退した ことから、金利は全年限にわたって低下しました。オーストラリアでは、主要輸出品の鉄鉱石や石炭の価格低迷や、CPI (消費者物価指数)が市場予想を下回るなど利上げ観測が後退したことから、金利は全年限にわたって大幅に低下し ました。ニュージーランドでは、9年ぶりの政権交代で政策金利が長期間据え置かれるとの見方が強まったことや、主要 輸出品である乳製品の価格が軟調だったことから、金利は全年限にわたって低下しました。英国では、長期金利は中 央銀行幹部のハト派発言で低下した後、堅調なGDP成長率の発表を受けて上昇し、結局、月間では小幅に低下しまし た。スウェーデンでは、CPIが市場予想を下回ったことや失業率の悪化、中央銀行のハト派スタンスを受けて、金利は 全年限にわたって低下しました。ノルウェーでは、緩和的な金融政策が当面維持されるとの見方に変化はみられな かったものの、需給要因等から長期金利は若干上昇しました。

【為替市場】

10月は、全ての組入通貨が対円で下落しました。カナダドルは、市場予想を下回った小売売上高や月次GDPに加え、 中央銀行のハト派スタンスから早期利上げ観測が後退したことを受けて下落しました。オーストラリアドルは、主要輸出 品の鉄鉱石や石炭の価格が低迷したことや、CPIが市場予想を下回るなど利上げ観測が後退したことから、下落しまし た。ニュージーランドドルは、9年ぶりの政権交代で貿易政策を巡る不透明感が高まったことや政策金利が長期間据え 置かれるとの見方が強まったこと、主要輸出品である乳製品の価格が軟調だったことから、大幅に下落しました。ポンド は、下旬に市場予想を上回るGDP成長率の発表を受けて上昇する場面もありましたが、上旬に首相の不信任決議を 求める動きが再燃した際の下落分を埋められず、月間では下落しました。スウェーデンクローナは、CPIが市場予想を 下回ったことや失業率の悪化、中央銀行のハト派スタンスを受けて下落しました。ノルウェークローネは、CPIが低水準 にとどまっており、緩和的な金融政策が当面維持されるとの見方から、下落しました。

<運用経過>

10月は、前月から引き続き南アフリカランドを非保有とし、ポンド、カナダドル、オーストラリアドル、ニュージーランドド ル、ノルウェークローネ、スウェーデンクローナの6通貨建の債券への分散投資を継続いたしました。

<今後の投資方針>

米国では、FRB(米連邦準備制度理事会)による12月の利上げが市場にほぼ織り込まれたほか、米国大統領の政策 実現性に対する懸念やインフレ率の低位推移などもあって、今後の利上げについても緩やかなペースにとどまる可能 性が高く、金利は横ばい圏での推移が見込まれます。また欧州でも、ユーロ圏景気が潜在成長率を上回るペースで回 復しているほか、ECB(欧州中央銀行)が金融政策の正常化に向けて動き始めたものの、正常化のペースは緩やかな ものにとどめるスタンスが示されており、米国同様、金利は上昇しにくい見込みです。世界全体でみても、景気回復の ペースは緩やかなものにとどまり、インフレ率も低位での推移が予想され、世界的に低金利傾向が続くとみられます。こ うした状況下、オーストラリア、ニュージーランドなど高金利国債への需要は継続する可能性が高いと考えます。

カントリーアロケーションについては、こうした状況に加え、各国のファンダメンタルズや財政・金融政策、資源価格や 中国等新興国景気の動向、リスク性資産の動きなどにも留意しつつ、引き続き利回り水準の高い通貨のウェイトを高位 に維持しながら、各々の材料に対する市場の反応やその傾向の変化などを慎重に把握しウェイト調整を検討します。 また、年限別の魅力度や個別銘柄ごとの要因を考慮した調整も引き続き実施していく方針です。

通貨分散外国債券ファンド〈愛称〉十二航路

収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



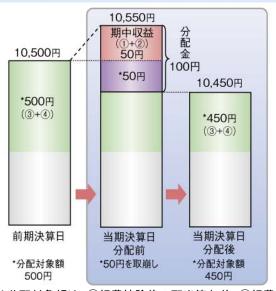
※上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。

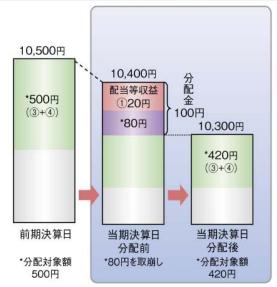
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を 超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落 することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すもの ではありません。

《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》

(前期決算から基準価額が上昇した場合)

(前期決算から基準価額が下落した場合)

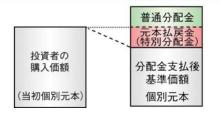




- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払 戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値 上がりが小さかった場合も同様です。

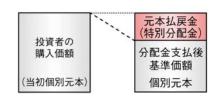
(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



※元本払戻金(特別分配金)は、実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。

また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。



普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

【投資リスク】

基準価額の変動要因

通貨分散外国債券ファンドは、直接あるいはマザーファンドを通じて、外国の債券等、値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。) ので、基準価額は変動します。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むお それがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受 益者に帰属します。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

主な変動要因

債券価格変動リスク	債券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用 度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中 金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下 落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、 取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる 可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- ●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【手続·手数料等】

お申込みメモ

購	入	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購	入	価	額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。以下同じ。) ※基準価額は、販売会社または委託会社へお問合わせください。
購	入	代	金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換	金	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換	金	価	額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から <u>0.1%</u> の信託財産留保額を控除した額とします。
換	金	代	金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。
申	込 締	切時	間	原則として、販売会社の営業日の午後 3 時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みとします。
購申	入 込 ²	3/2	金 日	申込日がイギリスの銀行、カナダの銀行またはオーストラリアの銀行のいずれかが休業 日にあたる場合は、購入・換金の申込の受付は行いません。
換	金	制	限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
	入・換会 中止及			金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた申込みの受付を取消すことがあります。
信	託	期	間	無期限(2005年5月27日設定)
繰	上	償	還	委託会社は、受益権の口数が 10 億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決	賃	争	В	毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収	益	分	配	年12回決算を行い、収益分配方針に基づいて、分配を行います。 ※当ファンドには「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。なお、お 取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売会 社へお問い合わせください。
信	託金の	り限度	要額	2,000 億円
公			告	原則、電子公告により行い、ホームページ(http://www.myam.co.jp/)に掲載します。
運	用幸	员 告	書	4月および 10月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売 会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課	税	関	係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.7% (税抜 2.5%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払 いいただきます。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご 負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、**年 1.08% (税抜 1.0%)** の率を乗じて得た額とし、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

配分		率(年率))純資産総額に応じて]			
	100億円以下の部分	100億円超の部分			
委託会社	0.486%(税抜0.45%) 0.432%(税抜0.4%)				
販売会社	0.54%(税抜0.5%) 0.594%(税抜0.55%)				
受託会社	0.054%(税抜0.05%)				
合計	1.08%(税抜1.0%)				

運用管理費用 (信託報酬)

配分	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類の作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの 管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

その他の

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

[※]当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示する ことができません。

ファンドの税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ※少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニア NISA(ニーサ)」をご利用の場合 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニア NISA(ニーサ)」をご利用の場合、 毎年、一定の金額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所 得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることができるのは、NISA(ニーサ)は満 20 歳以上の方、ジュニア NISA (ニーサ) は 20 歳未満の方で、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する 方が対象となります。詳しくは、販売会社へお問合わせください。
- ※法人の場合については上記とは異なります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細 につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

通貨分散外国債券ファンド〈愛称〉十二航路

【委託会社その他の関係法人の概要】

- ●委託会社(委託者) 明治安田アセットマネジメント株式会社 ファンドの運用の指図等を行います。
- ●受託会社(受託者) 三菱UFJ信託銀行株式会社 ファンドの財産の保管および管理等を行います。
- ●販売会社 下表の販売会社一覧をご覧ください。

【販売会社】

●お申込み・投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください。

	販売会社名	登録番号	加入協会
証券会社	岡三証券株式会社	金融商品取引業者	日本証券業協会
		関東財務局長(金商)第53号	一般社団法人日本投資顧問業協会
			一般社団法人第二種金融商品取引業協会
	株式会社証券ジャパン	金融商品取引業者	日本証券業協会
		関東財務局長(金商)第170号	